

東日本大震災復興緊急保証の概要①(平成25年度)

別紙1

- ・震災による被害を受けた中小企業・小規模事業者に対し、3階建ての信用保証枠を用意。
- ・一般保証とは別枠で、セーフティネット保証、災害関係保証とあわせて、無担保1億6千万円、最大5億6千万円まで利用が可能。

無担保
8千万円
最大
2億8千万円

●東日本大震災復興緊急保証

- ①対象：震災被害により、経営に支障を来している次の中小企業・小規模事業者等
ア. 特定被災区域内(*)で今般の地震・津波等により直接又は間接被害を受けた方
イ. 原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方
※ 特定被災区域：東日本財特法第2条第3項に規定する区域(岩手県、宮城県、福島県の全域、青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県の一部の市町村)

②保証割合：融資額の100%

別枠

●災害関係保証

- ①対象：・今般の地震・津波等により直接の被害を受けた中小企業・小規模事業者等
・原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた中小企業・小規模事業者等

②保証割合：融資額の100%

●セーフティネット保証(5号)

- ①対象：業況が悪化している業種に属し、売上高等が減少している中小企業・小規模事業者(平成25年4月から平成25年9月末までは727業種/1,133業種を指定))

②保証割合：融資額の100%

別枠

●一般保証

- ①対象：(すべての)中小企業・小規模事業者
- ②保証割合：融資額の80%

セーフティ
ネット保証、
災害関係保
証とあわせ
て、無担保
1億6千万円
最大
5億6千万円

無担保
8千万円
最大
2億8千万円

無担保
8千万円
最大
2億8千万円

(注) 審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

東日本大震災復興緊急保証の概要②(平成25年度)

	利用対象者	要件	内容
特定被災区域※ ₁	① 地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者。 (原発事故に係る警戒区域等※ ₂ の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた中小企業者を含む。)	<罹災証明書> (写しも可) 警戒区域等の事業者は商業登記簿/納税証明書等	1.【対象資金】 事業再建資金その他の経営の安定に係る資金 2.【保証限度額】 ○普通:2億円 ○無担保:8千万円 ○無担保無保証人:1250万円 ※災害関係保証、セーフティネット保証と合わせて、無担保で1億6千万円、最大5億6千万円。(一般保証と別枠。) ア)保証割合は融資額の100% イ)保険てん補率は90% 3.【保証料率】 <u>0.8%以下</u> 4.【保証人】 代表者保証のみ(第三者保証人については、原則不要)
	② 震災の影響により業況が悪化している中小企業者。	<市区町村長の認定> 最近3か月の売上高等が前3年のいずれかの同期と比較して▲10%以上※ ₃	

※1 特定被災区域(政令指定):災害救助法が適用された市町村等(岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村)。

※2 警戒区域等:警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

※3 前3年のうち震災の影響を受ける前の直前同期の売上高等と、最近3か月の売上高等を比較。

(注)審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。